# 科学研究費助成事業 研究成果報告書



平成 27 年 6 月 25 日現在

機関番号: 32686

研究種目: 研究活動スタート支援

研究期間: 2013~2014

課題番号: 25885078

研究課題名(和文)介護保障の確立に向けて 障害福祉サービスと介護保険との適用関係に関する実態分析

研究課題名(英文)For establishment of care security system: Study on the problem of relations of the care service system for people with disabilities and Long-Term care insurance

system

研究代表者

深田 耕一郎 (Fukada, Koichiro)

立教大学・社会学部・助教

研究者番号:40709474

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 2,000,000円

研究成果の概要(和文):本研究の目的は障害福祉と介護保険におけるホームヘルプサービスの適用関係をめぐる制度の谷間の問題(適用関係問題)に照準し、その実態を明らかにすることである。サービス利用者、事業者、行政官に対して行った調査では、従来通りのサービス利用が可能となっている事例がある一方、介護保険の優先利用が求められ、それを超えた障害福祉サービスの利用が制限されている事例が見られた。また、介護保険の優先利用を求める国の方針に対する疑問の声も聞かれ、介護制度の根本的見直しの必要も指摘された。介護保障の確立に向けて、制度間の齟齬を埋める取り組みが今後も求められている。

研究成果の概要(英文): The purpose of this study is to clarify the problem of the relations of the care service system for people with disabilities and Long-Term care insurance system in Japan. I investigated this problem for care service users, care service providers, and government officers. There were cases that became able to use the combination of the care service system for people with disabilities and Long-Term care insurance system as before. But in the other, there were cases that were forced to use Long Term care insurance system and were restricted to use the care service system for people with disabilities. In the investigation to care service providers and government officers, it was pointed out that the necessity for radical reform of the care system. For establishment of the care security system, it is demanded to adjust for the disagreement between systems.

研究分野: 社会学

キーワード: 介護保障 介護保険 障害福祉サービス 適用関係問題

### 1.研究開始当初の背景

2000年4月にスタートした介護保険は「被 保険者が要介護状態となった場合において も、可能な限り、その居宅において、その有 する能力に応じ自立した日常生活を営むこ とができるように配慮されなければならな い」(介護保険法第2条4項)として、居宅 介護の充実を制度の理念に掲げている。しか し制度施行後、介護保険がこの理念を実現し てきたとはいいがたい現実がある。要介護者 の居宅生活の維持・継続は本人やその家族に とって大きな不安や困難を伴うため、多くの 高齢者が施設入所を選択している(医療研究 経済機構『特別養護老人ホームにおける入所 申込の実態に関する調査研究報告書』2011 年)。居宅介護サービスは家族負担をわずか に軽減する程度にしか支給されず、制度の理 念である居宅介護の充実はいまだ途上にあ るといわざるを得ない。こうした日本の介護 保障制度の確立を考察するにあたり、本研究 は障害福祉サービスと介護保険とのあいだ で生じている齟齬の問題に焦点をあてる。

# 2. 研究の目的

本研究は障害福祉サービスと介護保険制 度におけるホームヘルプサービスの適用関 係をめぐって生じている制度の谷間の問題 (適用関係問題と呼ぶ)に照準し、その実態 がいかなるものであるのかを明らかにする。 適用関係問題とは、第1にそれまで障害福祉 サービスを受けてきた「障害者」が 65 歳を 境にして「高齢者」として扱われ介護保険の 限定的なサービスの利用を求められる事態 であり、第2に介護保険の第1号・第2号被 保険者が何らかの病気・事故によって「障害」 認定を受けた際にも介護保険の優先利用が 求められ障害福祉サービスを利用できない 問題である。この適用関係問題は一般に認知 されておらず、その実態を把握することには 大きな意義がある。現行の介護制度の改善に 寄与する具体的な成果をあげ、真の「介護保 障」の確立に向けた提言を行うことを研究の 目的とする。

# 3.研究の方法

障害福祉サービスと介護保険の適用関係をめぐる実態を把握するために、第1に当該問題の関係者に対する事例研究を行った(平成25年度)。応募者がこれまでの調査研究において関係を構築してきた、特別区、中核市また過疎地域に居住する障害者、高齢者とその家族、さらに介護サービス事業者ならびに市区町村の担当者にインタビュー調査を実施し、問題の個別具体的な把握に努めた。

対象は報告者が調査協力関係を築いている5件の事例である。これらの事例分析を通して状況を正確に洗い出し、より構造的な問題への事実認識を整理した。以上の事例分析から適用関係問題の実態を抽出し考察を加えた。最後に現実的な解決策として、介護保

険の優先原則を解消あるいは緩和することを実施し、介護保障と呼びうる水準の制度のあり方を示した。

# 4. 研究成果

まず、障害福祉サービスと介護保険制度に おけるホームヘルプについて、次のようなサ ービス上の相違を指摘することができる。第 1 に両制度には介護サービスの利用時間数に 違いがある。介護保険にはサービスの利用上 限があり障害福祉にはそれがない。介護保険 は1日3~4時間が上限であるのに対して、 障害福祉サービスは 1 日 24 時間の利用も可 能であり大きな差がある。第2に介護保険は 見守り介護が認められていない。障害福祉で は介護者が当事者の近くに待機しているこ とが一般的だが、介護保険では見守りは認め られておらず、1 時間程度の業務のなかで決 められたサービスを提供しなければならな い。第3に介護保険には外出介護がない。障 害福祉のホームヘルプには移動支援があり 外出は可能だが、介護保険には通院介助の付 き添いがあるのみである。そのため介護保険 の枠組みでは独居で要介護度が重度化した 者は外出ができず、そもそも居宅で暮らし続 けることが不可能なのである。つまり、どち らの介護制度に該当するかによって利用で きるサービスの量・質が大きく異なる現実が

また、第2に65歳未満で介護保険の第2 号被保険者であり特定疾病に該当する要介 護者がどのような制度利用に至っているか を、本人とその家族へのインタビュー調査な らびに参与観察調査によって明らかにした。 こうした状態にある要介護者の多くが介護 保険の優先利用が求められ、それを超えた障 害福祉サービスの利用は制限されている事 例が多数見られた。脳血管障害によって四肢 麻痺となった 50 代女性は、1 日 24 時間にわ たる介護が必要であるにもかかわらず、介護 保険のみの利用(1日4時間程度)しか認め られず、家族に大きな経済的・身体的・精神 的な負担が重なっていた。そのため、在宅で の生活を継続することができず施設入所を 余儀なくされていた。以上のように、在宅で の介護サービスにはまだまだ制度的な不備 があり、公的な介護保障の実現には道半ばで ある事実が明らかになった。

平成 26 年度は行政官ならびにサービス事 業者への調査を行い、次のことが明らかにな った。第1に、障害福祉を担当する行政官に 対するインタビューでは(関東圏・25万人規 模の市 ) 例年 65 歳を境に障害福祉サービス から介護保険へと移行する「障害者」が、居 宅介護利用者全体のうち 1%前後(重度訪問 介護では 10%前後 ) 存在することがわかっ た。行政は、利用者が 65 歳を迎える際に介 護保険の利用を口頭で通知しており、制度移 行について理解を得られるよう努めている という。しかし、数名の利用者から必ず疑義 を呈する問い合わせがあり、スムーズな移行 が進んでいない実態がある。その結果、介護 保険と障害福祉サービスの併用が認められ る事例が毎年、生まれている。

第2に、介護サービスを提供する事業者に 対してインタビュー調査を実施した(関東 圏・50 万人規模の特別区に所在する社会福祉 法人)。適用関係に関する問題は、市区町村 が介護サービスの「標準支給量」をあらかじ め組織内で定めていることも構造的な要因 としてあげられるという。そのことがサービ ス支給の上限を設定してしまっており、ニー ズにもとづくのではない支給決定が行われ ている現実が指摘された。そのため、新規に サービスを利用する者や 65 歳を境に介護保 険に移行する者は、サービス支給量に強い制 約を受けることになる。また、適用関係問題 をめぐっては、行政内の障害福祉を所管する 課と高齢福祉を所管する課の連携が取られ ておらず、その結果、利用者の利益を尊重す る支援体制が組まれていないことも問題と して語られた。

以上の実態を踏まえると、次のことを指摘 することができる。つまり、適用関係問題は 同じ要介護状態にある人間を特定のカテゴ リーによって区分し、受けられるサービスを 振り分けていく制度の恣意性に問題の原因 がある。本人の状態ではなく制度のカテゴリ ーによって「障害者」か「高齢者」かに線引 きされ、サービスの内容も決まるのである。 元厚生官僚であり社会政策学者の堤修三は 「制度上、65歳以上と以下とで障害者福祉サ ービスの適用対象を分けるしか、この問題を 解決する方法はない」と述べ、「65 歳を超え て要介護状態となった者が、介護保険に加え、 障害者福祉サービスに関する認定を受けて 当該サービスを利用することは原則として 認められない旨を、法律上ルール化する」必 要を説いている(堤修三「障害者福祉サービ スと介護保険」茨木尚子他編『障害者総合福 祉サービス法の展望』ミネルヴァ書房、2009 年)。制度論的にはそのような理解も妥当だ ろうが、実際のサービス利用の観点から見れ ば、それは合理的な理解ではない。なぜなら サービスの支給量によって生存権が危ぶま

れる事態が生じうるからだ。実際に、本研究 の調査からは、生存の危機とまではいかない までも、在宅生活に介護の制約が生じている 事例や、在宅の介護保障がなされないために 施設入所を余儀なくされている事例がある ことが明らかになった。こうした制度上の齟 齬から生じている利用者の不利益を拾い上 げ、改善を図ることが早急に求められる。そ の上で制度上の整理が必要であり、本調査の なかでも指摘されていたように、介護保険の 優先利用ではなく、利用者本人のニーズに即 した介護サービスの提供という普遍主義的 な介護保障制度が構築されなければならな い。また、これは今後の課題だが、障害福祉 と介護保険の各領域を個別に区分するので はなく、介護保障の観点から架橋し、カテゴ リー化された「障害者」と「高齢者」の境界 を乗り越えることも模索されてよいだろう。

適用関係問題は日本の介護制度の大きな 矛盾の現れであり、常に利用者の不利益へと つながる恐れをはらんだ問題である。介護保 障の確立に向けて、今後も入念な実態調査を 継続し、問題の周知と広範な議論を喚起する ことが求められている。

### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

#### 〔雑誌論文〕(計2件)

<u>深田耕一郎</u>、贈与の福祉が生まれるところ、 福祉社会学研究、査読有、12 巻、2015、24 - 38

<u>深田耕一郎</u>、自立を支える援助、立教社会 福祉研究、査読無、33 巻、2014、13 - 22

#### [学会発表](計1件)

深田耕一郎、ケアの現在、北海道社会福祉 学会(招待講演) 2015年1月31日、北海道 大学(北海道・札幌市)

# [図書](計1件)

<u>深田耕一郎</u>、生活書院、福祉と贈与、2013、 680

#### 〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称: 発明者:

権利者: 種類:

程規 · 番号:

出願年月日:

国内外の別:

取得状況(計0件)

名称:

発明者: 権利者: 種類: 番号: 出願年月日: 取得年月日: 国内外の別: 〔その他〕 ホームページ等 6.研究組織 (1)研究代表者 深田 耕一郎 (Fukada, Koichiro) 立教大学・社会学部・助教 研究者番号:40709474 (2)研究分担者 ( ) 研究者番号: (3)連携研究者 ( ) 研究者番号: